

2012 年 12 月 25 日

国立大学法人大阪大学学長
平野 俊夫 様

大阪大学箕面地区教職員組合 執行委員長
今岡良子



団体交渉の申し入れ

(1) 平野俊夫学長、減給や退職金減額の度に「社会一般の情勢に適合」という言葉を使いましたね。

(1.1) なぜ、あなた宛の申し入れに対し、「総務企画部長中村信一」で回答するのですか？

(1.2) なぜ、大阪大学教職員組合には「理事 尾山眞之助」で回答するのですか？

(1.3) あなた宛の申し入れに、別名で回答する。このようなことは、日本の社会一般で行われていることですか？

以上、文書による回答を求めます。

(2) 尾山眞之助理事、人事課企画第三係長中谷伸二の名前のメール（2012年12月13日）には、日程調整案が3つ書かれています。

- ① 12月20日（木）16時30分～17時30分 箕面キャンパス内会議室
- ② 12月21日（金）13時00分～14時00分 箕面キャンパス内会議室
- ③ 12月25日（火）17時～18時 箕面キャンパス内会議室

(2.1) 今日の団体交渉において、第三係長中谷伸二君は、尾山眞之助理事を外して、日程を組んだと言いました。これは、あなたの意志でしょうか？中谷君の判断でしょうか？総務企画部の総意でしょうか？

(2.2) 今後も、大学が団体交渉の日程案を提示する時に、一時間に時間を限って案を出すのでしょうか？

以上、文書による回答を求めます。

(3) 平野俊夫学長は教職員になぜ退職金を払うのか？使用者の最高責任者としての見解を文書によって明らかにしてください。

なお、ご自身の見解を述べる時、「的」とか、「等」という言葉を使って、なんとでも理解できるようなあいまいさを残さないでください。

(3.1) 平野俊夫学長、退職金の大幅減額の1月1日施行をやめてください。

(3.2) 旧外大承継教員の教育（一）教授5級67号俸のモデルの定年と自己都合による退職事由ごとに、①改正後2013年1月～、②2013年10月～、③2014年7月～、④2015年3月31日、⑤2016年3月31日、支給割合、退職手当額、差額について明らかにしてください。

以上、文書による回答を求めます。

(4) 平野俊夫学長は、2012年6月29日に「教職員の皆様へ」と書いた手紙の中で「給与減額措置への対応については、実施時期をはじめ、減額率の緩和、医療職の取り扱い等、様々な方策の是非についての検討を行うとともに、大学としてのアクティビティを維持・向上させるためには何ができるのか、何をすべきなのか、日々、議論を重ねてまいりました。」と書いています。しかし、残念ながら、説明会や団体交渉で大学の考えを説明した人は、そのようなプロセスについてまったく語らず、「国家公務員の給与改定に準拠する」という言葉を繰り返すばかりでした。給与や退職金という重要な労働条件を変える時には、大阪大学の最高責任者であるあなたが、私たちの前に姿を表して、自分の言葉で説明してください。

(5) また、同じ手紙の中で、給与減額のもう一つの必要性が「東北地方を襲ったあの惨事からの復興の必要性」と書いています。

ここに今年の11月27日付東京新聞の記事を示します。

<http://www.tokyo-np.co.jp/article/politics/news/CK2012112702000275.html>

復興予算168億円 凍結 全体の0.1% 使途限定へ新基準

政府は二十七日午前、全閣僚で構成する復興推進会議を首相官邸で開いた。復興予算の不適切使用問題を受け、二〇一一、一二年度予算のうち、復興の趣旨とは違う三十五事業、百六十八億円の執行凍結を決めた。大半が執行済みなことから、復興予算全体のわずか0.1%にとどまった。また、一三年度予算の編成に当たっては、被災地以外の事業は津波対策や学校の耐震化などに限定する新基準を決定した。

予算執行が凍結されるのは、問題と指摘された国土交通省が計上した官庁施設の耐震補強（五十五億円）や財務省の国税庁の庁舎耐震改修（六億円）、法務省の刑務所や拘置所の耐震化（一億円）のほか、経済産業省の自家発電設備導入促進事業（二十二億円）や農林水産省の農業水利施設等の震災対策（十五億円）など。

凍結が決まった事業以外でも、不適切使用の疑いが生じた場合は、復興担当相と財務相が予算執行の可否を協議する。

十二月の衆院選後に編成作業が本格化する一三年度の復興予算については、被災地の復旧・復興や被災者の生活再建に関する事業に充てることを原則とし、それ以外は、全国の河川の津波対策や堤防整備、緊急性が高い学校耐震化事業などに限定する。

既に各府省が概算要求した事業の中で基準に当てはまらないものについては、復興予算の特別会計ではなく、一般会計に計上することを検討する。その場合も政府の行政刷新会議による「新仕分け」の結果を踏まえ、厳しく査定する方針だ。

10月29日の東京新聞のスクープには、復興予算のうち5億円を、経済産業省がベトナムへの原発輸出に関する調査事業費として支出していたことが明らかにされています。

<http://www.tokyo-np.co.jp/article/feature/tohokujisin/list/CK2012102902100004.html>

震災復興予算 原発輸出調査にも流用

東日本大震災の復興予算の不適切使用問題で、二〇一一年度三次補正予算に盛り込まれた復興予算のうち五億円を、経済産業省がベトナムへの原発輸出に関する調査事業費として支出していたことが本紙の取材で分かった。被災地復興と関係ない海外の原発推進事業にまで流用されて

いたことで、復興予算の使途決定のずさんさがあらためて浮き彫りになった。（中根政人、清水俊介、岩崎健太郎）

経産省によると復興予算を使ったのは、日本政府の受注が一〇年十月の日越首脳会談で決まったベトナムのニントゥアン第二原発の建設に向け、現地で地震を引き起こす恐れのある断層の有無などを把握する調査。

調査は日本政府が今年一月、敦賀原発（福井県敦賀市）などを運営している日本原子力発電に随意契約で委託した。

調査は、経産省が上下水道や鉄道、リサイクル技術などのインフラ技術の海外輸出を促すため、民間企業に現地調査を委託する「インフラ・システム輸出促進調査等委託事業」の一環。

同調査等委託事業費は一一年度当初予算では約六億円だったが、三次補正予算で「東日本大震災の復旧・復興につながる貿易投資の促進に必要」として、約八十五億円が追加計上された。同事業からは、ベトナムの原発以外に、世界各国のインフラの調査費などが計上されている。

経産省資源エネルギー庁の原子力政策課は「インフラの海外輸出を進めることが、被災地の関係企業に経済効果をもたらす」と強調。原発輸出の調査費を復興予算から計上することで被災者の心情を逆なでするとの本紙の指摘については「真摯（しんし）に受け止める」と話した。

政府は、日本の成長戦略としてインフラ設備の海外輸出に力を入れている。だが、原発輸出については「三〇年代に原発稼働ゼロを目指す」とした革新的エネルギー・環境戦略と矛盾するとして政府・与党内からも批判が出ている。

ニントゥアン第二原発は二基で、電力九社と原発メーカーなどが出資する国策会社「国際原子力開発」（東京）が輸出事業を担当。二一年稼働を目指す。

団体交渉において、私たちに支払われたはずの給与の総額は25億円であると中村信一部長が言いました。

(5.1) それは、本当に、東北の復興のために使われたのでしょうか？平野俊夫学長、あなたは使途について追求しましたか？

(5.2) 「私にとって、構成員が大学の一番の財産であるとの思いの中で悩み抜いた結果、苦渋の決断」だった給与減額問題。いま、不適切使用

問題をどう思うか、平野俊夫学長の考えていることを聞かせてください。

以上、文書による回答を求めます。

(6) 大阪大学は、賃金を減額し、退職金を減額し、その上、12月期手当も減額しました。いずれも、決定にいたるまでに、労働者の同意がありません。そのことを確認し、ここに明記します。

(7) 国立大学の時代から働いているという理由で、ベテランの非常勤職員の雇用には期限を設けないのは、誰にもわかりやすいことです。私たちは合理的だと思います。しかし、大阪大学は、雇用には期限を設けるために、彼ら・彼女らは退職に追い込まれます。このことを、平野俊夫学長はどう思いますか？文書による回答を求めます。

(8) 週40時間働くことができない非常勤職員は、特例職員の試験を受けることができず、退職に追い込まれます。このことについて、平野俊夫学長はどう思いますか？文書による回答を求めます。

(9) 特例職員採用試験の受験者数と合格者数の資料を開示、ありがとうございます。「『採用部署や人数が少ない』とは考えておりません」と書いていますので、その根拠がわかるように、各年度の採用部署毎に、合格者数を明らかにしてください。文書による回答を求めます。

(10) 大阪大学は非常勤職員に交通費を支給しないために、大阪府の最低賃金を割る非常勤職員がいます。平野俊夫学長は、大阪大学に大阪府の最低賃金を割る職員が働いていることをどう思いますか？文書による回答を求めます。

(11) 労働契約法改正について

- ① 法人化前、大阪大学が就業規則を作成する時点で、非常勤講師、TA, RA, アルバイトを対象とした就業規則を作成しなかった理由は何ですか？
- ② 法人化直前、厚生労働省は、非常勤講師、TA, RA, アルバイトを労働者とし

て考え、就業規則を作るように勧め、大阪外大はそれに従って、作成しました。大阪大学は、なぜ、厚生労働省の薦めに従わなかったのですか？

- ③ 「有期雇用ルールをシンプルに」するのであれば、就業規則のない非常勤講師、TA, RA, アルバイトには適用しないことがシンプルです。なぜ、今回は、厚生労働省の薦めに従うのですか？
- ④ 任期制助教はいずれ期限の定めがなくなるのであれば、そもそも、任期制を撤廃すること。

以上、ここまで文書による回答を求めます。

(12) 交渉日時として希望するのは、1月10日9時、あるいは、同日リスニングテスト説明会后です。